

『吾妻鏡』に見える天変記事を読む

―鎌倉武士は天変をどう受け止めたか―

湯浅 吉美

はじめに

洋の東西、時代の遠近を問わず、常と異なる天体現象は人の関心を惹いて止まない。前近代の人々は、天文（天体現象）と人文（人間世界の出来事）とが密接に連動すると考え、天の発するメッセージとして受け止めた。時には名君賢臣の出世を寿ぐ瑞兆として、しかし大概は不吉な凶事の警告として、日ごと夜ごとに天を仰いでは一喜一憂していたのである。とりわけ中国流古天文学ではきわめて精密に体系化されており、その影響下にあった日本でも、とくに古代・中世にあっては、そうした文脈で記された記事が無数に書き残されている。

ところが、それらを天文学的に検証してみると、

・ 天変と見なし難い現象を天変と称する
・ なぜその日に係けたのか、日取りに不審がある
・ 同じ現象に対する判断・評価が異なる

など、考察に値する記事が少なからず見受けられる。実はそのような記事にこそ、人々が天変をどう受け止めたか、その思いや考えが垣間見られるのではないか、という視点から筆者はいくつか拙稿を物したことがあり、陰陽師らの勘申の作意性、ひいては政事上のコンサルタントの性格、などを指摘した。本稿は、『吾妻鏡』に見える日蝕、月蝕、惑星の変など、天変の種別ごとにまとめた旧稿から、殊に際立っている記事を選び出し、総集編として横断的に検討する。結果として再編集という形になっているけれど

も、その点ご寛恕をお願いしたい。無論、よりわかりやすく整理して、リライトしたつもりである⁴⁾。

個々の記事の検討

記事の検討に入る前に、いくつか例言を記しておく。

- 『吾妻鏡』本文は『新訂増補国史大系』に拠る。
- 年月日に続く()内は、国史大系本(普及版)の巻冊および頁を示す。
- 引用本文中の()内は、底本において小字注記であることを、また〔 〕内は、人名比定など引用者の加えた字句であることを、それぞれ意味する。
- 適宜、通行字体に改めたり、明らかな誤脱を正したりしたところがある。注記はしない。
- 天体の、中国古名から現在呼称への同定は、大崎正次『中国の星座の歴史』(雄山閣出版、一九八七年)に拠る。
- 五惑星の古名は、水Ⅱ辰星、金Ⅱ太白、火Ⅱ荧惑、木Ⅱ歳星、土Ⅱ鎮星(陳星、陣星、填星)である。煩を避けて、考察文中では水金火木土を用いる。
- 天文学的な検証は、日蝕・月蝕については、渡邊敏夫『日本・朝鮮・中国 日食月食宝典』(雄山閣出版、一九七九年)を、惑星現象については、齊藤国治『国史・国文に現れる星の記録の検証』(雄山閣出版、一九八六年)を、それぞれ参考にした。また併せて、天文シミュレータ『ステラナビゲータ』Ver.6.1e(アストロアーツ)による星図を参照した。
- 天体の間隔を示す一尺は、角距離一度(Ⅱ六〇分)に相当する。したがって、一寸は角距離六分である。「犯」とは、二つの天体が七寸(四二分)以内に近付くことをいう(一部の天体では一尺以内)。

【1】建久元（一一九〇）・六・一四（②三八六）

二位家〔頼朝〕渡御小山兵衛尉朝政之家。御酒宴間、白拍子等群參施芸。今夜、依月蝕（丑刻）、令止宿給云々。

この月蝕は皆既になる。実際に起こるのは夜半過ぎ、翌日三時前頃から欠け始めるから、記載のとおり丑から寅にかけてである。有力御家人の一人、小山朝政の家に頼朝が出かけ、月蝕を理由として止宿したことを伝える。白拍子を集めて酒宴を催しているのだから、そう深刻に謹慎しているわけではない。月蝕の最中に屋外にいることを避けたものだが、一面では止宿の口実ともなったことを知る。

【2】元久元（一二〇四）・九・一五（②六二〇）

霽。將軍家〔実朝〕去夜白地入御相州〔北条義時〕御亭。即欲有還御処、亭主奉抑留給。今夜依為月蝕、不意亦御逗留。亭主殊入興給。其間、二階堂行光候座。申云、京極大閣〔藤原師実〕御時、白河院御幸于宇治。擬有還御、余興不尽之間、猶被申御逗留之由。而明日有還御者、自宇

治洛陽当于北、可有方忌之憚云々。殿下御遺恨甚之処、行家朝臣引喜撰法師詠歌、今宇治非都南、為巽之由申之。因茲、其日被止還御云々。今夕月蝕、尤天之所令然也云々。相州殊御感云々。

これも月蝕記事で、夜半過ぎ、翌日二時半から三時頃に皆既となる。実朝が義時亭に出かけ、月蝕を理由として逗留したという。その点は【1】と同様だが、後半の記述はいかにも幫間的である。すなわち、二階堂行光が白河院の宇治御幸の故事を引いて、「今夜月蝕で逗留することになったのは）もつとも天の然らしむるところ」と言い、亭主義時は大喜びで感じ入った。月蝕に対する謹慎や忌避の意識よりも、それを口実とする社交のほうが彼らの胸中を領している²⁾。

【3】建保二（一二二四）・八・一五（②七二四）

霽。子剋月蝕。正見（九分）。今日、鶴岳放生会也。蝕之間、払暁將軍家〔実朝〕御出。經会舞樂早速被遂行也。

これは部分月蝕の記事。実際の蝕分は〇・二七ゆえ、「(十五分の)九分」(〇・六)は実視のうえでの文言ではない。この日は鶴岡八幡宮の放生会の定日だが、月蝕があるので將軍実朝は払暁に出かけたという。このように、天変を理由として、行事そのものを延期・中止したり、時程を変更したりすることが行われた。その一例である。

【4】承久三(一二三二)・五・一八(②七六六)

霽。寅剋、太白星陵犯熒惑星(二尺所云々)。

金星が火星を犯した。おうし座を順行中の両惑星は、この日の夜明け前、二・三度ほどに近付いた。最接近は四日前の未明で、角距離一・五度。厳密に言えば、最接近でも犯ではない(犯は〇・七度以内)。しかし、時あたかも承久の乱の真最中。急報に接した幕府は、十九日に政子が御家人らに檄を飛ばし、二十二日に泰時・時房らを京都に向けて進発させる、その飛檄の前夜である。犯とするに当たらない天象を、しかも最接近の日でもない日付に記載して

いるところに、この記事の含蓄がある。明らかに兵乱の兆しと見ており、貴族社会と同様に『吾妻鏡』の世界でも、やはり天変は人事を反映するものと受け止められていると言える。

【5】貞応二(一二三三)・一・三〇(③一三)

晴。子刻雷電、風雨殊甚。今日御所造管事、猶被経評議。

被召陰陽師等被尋問。国道朝臣、知輔、親職、晴賢、泰貞、信賢、晴茂、以上七人皆參。各占申不快之由。就中、近日天変頻示、歳星犯房星。本文之所載、五星犯房、人進失度云々。明年御歳七、令当計都星給。旁不可有御作事之由、国道朝臣申之云々。此事、猶仰六波羅、可被問于京都陰陽師等云々⁽³⁾。

將軍御所の造管に関して陰陽師が召され、吉凶について答申している。実朝の暗殺によって源氏の將軍が途絶えた後、九条兼実の曾孫に当たる頼経(幼名三寅)が京から下向した。世にいう撰家將軍で、この御所はその三寅のため

のものである⁽⁴⁾。陰陽師らの言によれば、木星が房宿（さそり座西部）を犯したという。たしかにこの日の早朝、木星は房宿上將星（さそり座ベータ星）の南三寸に接近して犯となる。そして、木星に限らず、五惑星が房宿を犯すときは「人、進みては度を失う」と言い、新たに物事を始めることを戒めている。この記事は、鎌倉の武家社会においても重要事項の決定に際して天文占が行われたことを示す好史料である。さらに、六波羅探題を通じて京都の陰陽師にも問うべきであると言っている。観測や計算などの技術面では決して引けをとらないのだが、在鎌倉の陰陽師は一ランク下がると見られていたことが窺われる⁽⁵⁾。

【6】貞応三（一二二四）・八・一九（③二二）

晴。京都使者参。去十一日、左府（家通。近衛殿下〔家実〕御嫡子）薨給（年廿一）之由申之。自今月六日御病氣云々。去七日、熒惑星犯歲星之變者、大臣慎也。旬内符合之旨、司天等申之云々。

左大臣近衛家通が二十一歳の若さで没したとの知らせが京からもたらされた。それに付随して、七日に火星が木星を犯す変のあったことを記載している。距離は二尺五寸ほどだから犯ではないが、一応は妥当な記述といつてよい。大臣の慎みとされる凶兆が十日も経たぬうち（旬内）に現実となったわけで、驚きを隠せない様子である。

【7】嘉祿元（一二三五）・一〇・二七（③三五）

晴。国道朝臣参武州〔泰時〕御亭。申云、今暁、太白入氏、御慎文分明歟。随而日来天変連々出現訖。御所營作事、可被延引歟云々。仍被行御占。可有何年御沙汰哉之趣也。可為今年之由各占申。重宗今明年共不可然之由申之。晴賢申云、造内裏以下作事、天変不憚之上、明年若君御年九、不可有御造作之御年也。早今年可被始成風之功云々。……

安倍国道が執権泰時亭に参上し、金星が氏宿（てんびん座）に入ったことを告げた。【5】に見た御所造営につ

き、凶兆ゆえ延期すべしと進言している。そこで他の陰陽師にも占わせたところ、重宗だけは当年も翌年も不可としたのに対し、大勢は当年を可とするものであった。晴賢に至っては、内裏の造作でさえ天変を憚らないのだから（差し支えない）という。

この天象は、金星がてんびん座の四辺形に入り、氏宿距星^⑥のアルファ2星に五・五度まで接近したことを指す。

しかし、最接近は七日前で、そのとき四・六度、四辺形に入ったのは十五日も前、という点が腑に落ちない。国道の進言はタイミングも必然的ではなく、天変としての異常感にも乏しい。そして他の陰陽師は、翌年の年回りによる禁忌を一層重視している。ある天象を凶とするか否かは多分に陰陽師（天文道）の判断に委ねられており、それは京都でも鎌倉でも同様であった。深読みの誇りを恐れずに言うならば、国道や重宗の背後には新御所造営を可とせぬ一派の策動があったことも想定される^⑦。

【8】嘉禄二（一二二六）・正・二五（③四二）

晴。今暁、歳星鎮星太白三星犯合云々。有御慎文之由、司天申之、及勘文云々。

木・土・金の三惑星が未明の東天に集って見えたもの。

木と土との間は一・〇度、木と金との間は二・八度で、ほぼ一直線に並ぶ。とは言え、三者が最も近付くのは三日後の二十八日で、また金はやや離れてしまうものの、木土はなお接近を続け、二月七日には重なってしまう、などのことは出てこない。殊更にこの日付に記したのは、翌々日に実現する頼経への將軍宣下と無関係ではあるまい。やはり天文占の勘文申告は、タイミングを計り、内容を按配する必要がある、真つ正直では済まなかったのである^⑧。

【9】嘉禄三（一二二七）・正・二八（③四九）

霽。自去十六日、熒惑增光芒氣盛之由、天文道申之云々。

火星が光を増したという。このとき火星は日没後の西天に光度一・三等で見えたが、最大光度のマイナス三等には

遠く及ばず、天文学的にはほとんど無意味な指摘である。

また「芒気盛ん」とは、彗星のような光芒のことであろうが、火星にそのようなことは起こらない。しかも「去る十六日より」とは、いかにものんびりしている。この後、二月八日に鎌倉に火災があり、幕府付近の民家や泰時邸などが罹災した。それを引き出す作文とも見られる⁹⁾。

【10】寛喜四（二二三二）・正・五（③一一三）

未刻、月犯太白經天（相去四寸所）。去貞応三年四月七日有此変、同六月十三日右京兆〔義時〕卒亡。凡和漢共非佳例。而今依為年始、天文道不出言云々。

月が金星を犯し、昼も見えたという。このとき、金星は太陽の東、最大離角に近く位置しており、月との距離は〇・五度。したがってこの記事は適切である。一方、貞応三年四月七日にもこの変あり、というのは、月と金星は九〇度以上離れていたから、太白經天だけのこと。太陽からの離角は三三度ほどで、実視できたと考えてよいが、『吾

妻鏡』当日条には記述がない。

続く「六月」は、執権義時の死去を指し、金星が昼見えたという天変から要人の死を連想していることを知る、貴重な記述である。しかしながら、年始ゆえ申告はしないとも言える。貞応三年の凶例があるので、言明することにより、実際に生起するのを恐れたものと考えられる。

【11】寛喜四（二二三二）・四・一（③一一五）

今日可有日蝕之旨、宿曜備中法橋〔寛尊〕依申之、可被裏御所否、以周防前司〔藤原〕親実被問曆道。各不可有蝕之由申之。

宿曜師寛尊が日蝕のあることを申告した。そこで、將軍御所を裏むべきか否かを曆道に問い合わせたところ、日蝕は起こらないとの答えであった。たしかに、この蝕は観望されない。当時しばしば、曆道と他の諸道との間で日蝕予報の食い違いが見られる、その一例である。

日蝕に際して、朝廷では天皇御所を裏む（御殿の周囲に

筵を垂らす)ことが行われた。鎌倉では將軍御所をそれに擬え、同じように日蝕の影響を避けようとしたことがわかる。ただし当時の將軍は賴経で、源氏三代のときにはそのような記事が見えないから、このことが公家出身の賴経絡みで東国でも行われるようになった、とも考えられる¹⁰⁾。

〔12〕貞永元(一一三二)・七・八(③一一六)

天晴。今暁寅剋、太白犯東井。是安徳天皇没西海給宝釵紛失時變也。天子浮船失珍宝文之由、天文道申之云々。

金星が東井(井宿。ふたご座)を犯した。具体的な星名は不明だが、金星が井宿にいることは正しい。安徳以下の文言は、九条兼実の『玉葉』元暦元(一一八四)年六月二十四日条に見える安倍広元の密奏案の記述と一致する¹¹⁾。今回も天文道の人々は、天皇の交替を予感していたのかもしれない。現にこのあと十月四日、後堀河天皇は四条天皇に讓位して院政を布いた¹²⁾。この記事は、『吾妻鏡』編者が(たとえ後知恵であるにせよ)金星の変と皇位継承とを

関連付けていることを物語るであろう。

〔13〕嘉禎三(一一三七)・一一・一〇(③二〇二)

為日蝕及天変重疊御祈、於御所、可被行属星御祭。將軍家依可有出御于祭庭、今日晴賢為奉仕之參籠。任右大將家〔賴朝〕・右府將軍〔実朝〕等御時之例、重輕服人不可參人之由、被仰云々。

日月蝕や天変が度重なるので、將軍賴経の属星祭を行うという。この年、鎌倉では三月二十六日、十月四日の両度、天変御祈が行われ、十一月十六日には土星が月を犯すことがあったと『吾妻鏡』に見える。三月・十月の天変が何であったかは明言されていないが、十一月の記事は一応理解できる¹³⁾。また月蝕は、六月望にあったが正現しなかった(好天なら皆既が見られる)。十二月望にも予報されている(日本では見られない)が、年二回の予報はふつうのことである。このほか、日月の色が赤黄に変わって賴経がいたく怖れた記事が四月に見えるものの、陰陽師らは霽

霞の類で天変ではないと答えている。要するに、さまで大仰な事態とは思えない。頼経も二十歳になっており、そう一々幼らしく恐れるわけでもなからう。傀儡として操る北条氏の、一種のデモンストレーションかと思われる⁴⁴⁾。

【14】寛元二(二二四四)・正・四(三三二〇)

及子刻、將軍家内々以御使、被仰大納言法印隆弁云、今年御本命宿月曜也。而來十六日月蝕、殊可有御慎之由、天文・宿曜両道所勘申也。今度不正現之様、可祈請者。隆弁一旦雖申子細、重被仰之間、領状云々。

【15】寛元二(二二四四)・正・一六(三三二一)

天晴。自朝至戌刻、更無一雲。臨月蝕之期、自未申方片雲漸聳。忽覆普天、細雨頻降。復末以後、朗月早現。丑刻、將軍家以御自筆御賀札、被遣御馬(号直山。名馬也。置鞍)御劔(皆白)等於隆弁之壇所。。。

これら皆既月蝕で、一七時半頃、皆既の状態で月出帯蝕

となり、二一時前に終わる。將軍頼経は、当年の本命宿が月曜であるのに、正月早々、月蝕が起ることを案じて、深夜に内々の使者を以って隆弁に御祈を仰せた。【15】によれば、当日は朝から晴天であったが、月蝕の刻限になって雲が出て雨となり、復元の後、速やかにあがって煌々たる月を見たという。当然、頼経はいたく喜び、後段に見る如く篤く賞した。ちなみに京都では見事に正現したため、「御祈の）法驗無きこと如何」と難ぜられている。

いかにも出来すぎた記事だが、天候は検証不能だから、そうだったのだろうと受け取るしかない。ただし、「戌刻に至るまで更に一雲無し」とある文言どおりならば、すでに皆既となって昇る月が見えたはずである(月出は酉刻)。一方、隆弁は祈禱の仰せを一旦は断っている。おそらく彼は月蝕の起ることを確信していたのであろう。この記事は、月蝕の間だけ雲が出たという奇跡的な法驗なればこそ特記したもので、むしろ、そのような事例は稀有であった実態を読み取るべきではなからうか。

なお、御祈の依頼の仕方が何やら尋常でないものを感じさせる。元は北条氏によって擁立された頼経であったが、この頃には反得宗^④勢力の中心にまつりあげられており、そうした事情が背後にあるかもしれない。また、前年十二月晦日に白虹が日を貫く^⑤という天変があり、それなども思い併せて、一層恐れ慎んだものと推察される。

【16】寛元三(一二四五)・一二・二四(③三五五)

天晴。明年正朔日蝕事、有其沙汰。今日、被始行御祈等。

但馬前司〔藤原定員〕奉行之。

入道大納言〔頼経〕家御祈

一字金輪護摩(卿僧正快雅)

葉師護摩(帥僧正〔定基〕)

日曜祭(晴賢)

将軍家〔頼嗣〕御祈

北斗護摩(鶴岡別当法務定親)

日曜(前縫殿頭文元)

若君御前〔乙若〕御祈

月曜供(助法印珍誉)

羅喉星祭(広資)

【17】寛元四(一二四六)・正・一(③三五七)

天晴。坵飯、武州〔執権経時〕御沙汰也。入夜被行之。今日、申西間可有蝕之由、諸道雖勘申之、窮冬有其沙汰、任右大将家〔頼朝〕建久九年正朔日蝕時之例、不被裏御所。随而又蝕不正現。若他州事歟云々。

【16】では、翌年元日に日蝕があるので、御祈を始めた。すでに将軍職は撰家二代目の頼嗣に移っており、僧侶四名、陰陽師三名が招請されて、それぞれに勤修している。日蝕についてはさほど畏怖に囚われてはいないように思われる。ここでは日蝕御祈の実例として掲げた。

【17】は日蝕当日の記事で、坵飯^⑥を夜間に行ったのは、日蝕を避けたためと考えられる。この日蝕は蝕分も小さく、かつ日入帯蝕となるので、見られない可能性が高い。

事実、本文に「正現せず」とあり、また京都でも見られなかったこと、諸書に記載がある。『勘仲記』に引く「虧初未・六刻（一四時二六分）、復末申・五刻（一六時二二分）」が宣明曆による計算値であろうが、諸道とも申・酉間（一五時～一九時）と勘申したのは少々疑問が残る。

注意すべき点は、建久九（一一九八）年元日の前例に従い、將軍御所を裏まなかつたことである。このときは七時三七分に蝕甚、蝕分は〇・九だから、十分に見られる。やはり元朝の日蝕は一大事で、京都では多くの記録に正現の記事が見える。鎌倉で正現しなかつたのは天候のせいだが、『吾妻鏡』には同年の記事がなく、明らかでない。ともあれ、日蝕に際して將軍御所を裏む必要はないとする意識が示されている記事と評価できよう。「随而又蝕不正現」の文言から、裏まなかつたからこそ（あるいは、裏まなくとも）、正現しなかつたのだと言っているように感じられる。武家社会における日蝕観を示す好例である。

【18】寛元四（一二四六）・三・二四（③三五九）

天晴。…今夜戌刻、大白犯熒惑星云々。

金星が火星を犯した記事だが、このときの両者の距離は三尺余なので全く犯ではない。六日後には一尺まで近付くから、それを指摘するほうが妥当である。鎌倉でも天文道の人々の位置計算は驚くべく精密なことから、さればこそ一層、なぜこの日に記したか？と疑われる。二十一日に執権経時が病に倒れ、この記事の前日二十三日、弟時頼に執権職を譲った。そのことが背景にあるのであろう⁸⁸。

【19】建長三（一二五二）・閏九・一六（④四八八）

天晴。戌剋、天変出現。火曜芒悉見、人怪之。

「火曜芒」は火星の光芒と考えられるが、このときの火星の光度はマイナス〇・一等程度と推算され、最大光度でマイナス三・〇等には及ばない。怪しみ見るほどの現象であったか、やや疑問である。次の【20】同様、藤原頼嗣から宗尊親王への將軍交替劇に絡む一連の事件の伏線として

記述されている、と筆者は考える。

【20】建長三(一二五二)・一〇・二〇(④四九一)

。今夜、太白驚輿鬼。占文云、大將軍廢云々。

金星が輿鬼(かに座)を驚かせたというが、このとき金星は房宿(さそり座)にあつて、全く合わない。火星が輿鬼を逆行中なので、その誤りと見ることもできるものの、それよりは、將軍の交替と関連付けた作文と考える。

この年十二月二十七日、僧了行・矢作近親らが謀叛の疑いで断罪された。これは北条氏得宗政治に対する敵対行為として受け止められ、二十六日に追捕、翌日すぐに死罪・配流という、有無を言わさぬ処断であつた。翌年二月二十日、執権時頼と連署^⑨重時は、後嵯峨上皇の皇子を將軍に迎えたい旨の使者を上京させた。このことは全く隠密裡に行われ、書状は時頼の自筆であつたとか、二人のほかに誰も知らなかつたなどと、『吾妻鏡』にさえ、いかにも策謀であつたように記している。その煽りを受けて將軍頼嗣

は、要するに北条氏によつて廢され、宗尊親王が迎えられ
る。この記事は、將軍の交替が数か月前に天文に表れて
予見されていたように語り、ひいてはそれが天意に基づく
「自然な交替」であることを、人々に納得させようとして
いるのではあるまいか。【19】【21】と同様に、実際の天象
との関連が疑問視される記事にこそ、天変と人事を連動さ
せて捉え、しかもそれを政治的に利用せんとする人々の意
図が潜んでいるのである。

【21】建長四(一二五三)・四・七(④五一二)

天晴。陰陽道奉勘文。近日、歳星増光色、々潤沢明也。依
為吉瑞勘申云々。和泉前司(二階堂)行方持參御所、備上
覽云々。

近日、木星が増光するとの勘文を捧げたというが、実際
には普段と変わらなかつたはずと推算される。しかも観望
できるのは暁で、ほどなく日出を迎える。つまり、大して
目立たない。これより先、一日に宗尊親王が鎌倉に着き、

入れ替わりに三日、前將軍頼嗣が鎌倉を發つた。吉瑞との勘申は新將軍に対する慶祝以外の何物でもない。勘文を上覧に供して、時頼らはさぞ得意だったことであろう。

〔22〕文永二（一二六五）・正・一（④八五三）

日蝕也。然而自去夜雨降、蝕不見。仍不及裏御所、被行堀飯（左典厩〔北条時宗〕御沙汰）。但垂御簾、無出御。

これも元日の日蝕に関する記事で、正現したならば、八時過ぎから一時頃まで、九時三〇分頃を蝕甚として觀望されたはずである。蝕分は〇・七ほど。太陽の欠けている側の近傍に金星が位置しているから、見えれば、同時に「太白昼見」などの文言も記述されたかもしれない。しかるに雨天のため正現しなかった。他の諸書にも記事が見え、京都では東寺長者隆澄による御祈が行われたという。

この記事からは、

- ・ 將軍御所を裹む予定であったが、雨天のため正現しそうにないので、裹まなかった。

- ・ 堀飯は通例どおり行われたが、將軍は御簾を垂れたままで出御しなかった。

ということが読み取れる²⁰⁾。

時の將軍は宗尊親王である。前將軍頼嗣のときには頼朝の先例に従って御所を裹まず〔17〕、今回は裹むよう予定したのは、親王の出自に配慮したためであろう。また、親王は將軍職就任以来、例年の堀飯では御簾を上げているから、このたび御簾を垂れたままであったのは、日蝕に対する慎みと見られる。要するに、御所を裹まぬ代わりに將軍自身だけを隠したものと理解できる。

〔23〕文永三（一二六六）・七・三（④八七一）

天晴。暁、木犯五諸侯第三星。自今暁、民間不安、或破壊家屋、或運隱資財。是皆怖戰場之故歟。巳一点、甲冑軍士揚旗、自東西馳集、窺參相州〔北条時宗〕門外。…。

木星が五諸侯第三星（ふたご座イオタ星）を犯したというが、実際は六尺も離れており、全く犯ではない。やはり

続く民心動揺、騒乱の兆しという記述を引き出す前置として語られていると見たい。翌四日、得宗の時宗と補佐役の執権政村は、時頼が苦心の末に迎立した將軍宗尊親王を廢した。このうえ何をか謂わんやという記事ではないか。

むすびに

以上の検討から窺われることをまとめてみよう。

- 基本的には、天変を畏れ慎む意識が見られる…
【3】 【5】 【7】 【8】 【11】 【13】 【14】 【17】 【22】。
- 対策は、積極的には八幡供僧や陰陽師による御祈、消極的には当人の謹慎である… 【8】 【13】
- 一方で、天変を社交の口実とする事例がある…
【1】 【2】。
- 兵乱や要人の危急・死去などの変事と結び付けて理解することが多い… 【4】 【6】 【8】 【10】

【12】 【18】 【20】 【23】。

• 稀には吉瑞と評価する場合もある… 【21】。

• 天変の評価や勘申のタイミングに、陰陽師および為政者らの作意もしくは企図が看取される…

【4】 【7】 【10】 【18】 【21】 【23】。

要するに、鎌倉武士たちは天変を畏れており、しばしば国家や要人の凶変の予兆と捉えている。しかしながら、どの天象を、いつ、どのような解釈で、天変として勘申するかというと、それは陰陽師の胸三寸である。そして、絡み合う人間関係を如実に反映しており、中にはご機嫌取りとしか思えないものや、あるいは、無理を通すための抛り所として作意的に利用していると思われる事例もある。そういう意味で、天変は実に人事と連動しているし、陰陽師が政事に果たす役割は決して小さくはない。この点、むしろ貴族社会以上ではないかと思われ、そこに幕府の、未成熟な政体としての姿が見られるのではなからうか。いささか過言の気もするけれども、これを指摘して稿を閉じる。

注

- (1) 瑣末なこだわりだが、筆者は「蝕↓食」の書き換えを好ましくないと思うので、蝕字を用いて記す。その意を諒とされた。なお、旧稿は以下のとおり。
- ・『暦と天文の古代中世史』（吉川弘文館、二〇〇九年）
 - ・その第Ⅲ部第三章（惑星の変）・第四章（日蝕）
 - ・「中世びとの月蝕観」（『埼玉学園大学紀要』人間学部 篇 第一〇号（二〇一〇年））
- (2) 念のために記す。実朝は当時十三歳。祖父であり執権である時政の保護の下、將軍に擁立された。義時は次代を担うべき北条の御曹司で、二階堂行光は政子の側近として実朝を支えている。喜撰法師の詠歌云々は、例の「わがいはは みやこのたつみ…」という、あまりにも有名な一首である。「殊に御感」というほどの機智でもなからう。いわゆるヨイシヨの言で、微笑ましくも小憎らしい。
- (3) 国道以下、ここに登場する陰陽師は、いずれも安倍氏。赤澤春彦『鎌倉期官人陰陽師の研究』（吉川弘文館、二〇一二年）に詳細な研究がある。
- (4) これが宇津宮辻子幕府（宇都宮とも。小町二丁目）。執権泰時と連署時房の主導により、源氏三代の大倉幕府（雪ノ下三丁目）から移転した。一方、頼経は建保六（二二一八）年正月の生まれで、わずか二歳にして下向、この記事当時、六歳である。嘉祿元（二二二五）年十二月、三寅は新御所に移り、翌正月に將軍宣下があつて四代將軍となった。
- (5) 「明年御歳七、令当計都星給」とは、七歳になると、年回りが計都星に当たることを行い、作事（土木・建築）をしてはならないという。計都は月の昇交点（白道と黄道の交点の一方）を意味する仮想天体で、羅睺（ラゴウ。月の降交点）とともに暗星として不吉視された。もとより実体のある天体ではないから観測もされず、もっぱら天文占に用いられる。
- (6) 距星とは、二十八宿それぞれの西端にある基準星のこと。
- (7) 最初は貞応二（二二三三）年十一月二十九・三十日に、明年、御所を新造すべきことが議論されている。しかし、移転の沙汰があつたのは二年後の嘉祿元年十月三日で、十一月になつてもなお、方角に関する陰陽師らの意見が一致しなかつた。それでも十二月五日に上棟、同二十日に移転したというのは、かなりの強行突破である。この件については、拙稿

「陰陽師の暴力―鎌倉幕府の移転を例として―」（服藤早苗・赤阪俊一編『文化としての暴力』（森話社、二〇〇六年））を参照されたい。

- (8) 將軍宣下を控えて、瑞兆と勘申してもよさそうな一件である。しかし元々、北条氏は皇族將軍の下向を希望しており、摂家將軍は次善の策に過ぎない。北条氏としても手放して慶んでいるわけではなからうし、そうした策謀を不快とする勢力もないわけではない。その点を踏まえての「御慎」であろう。
- (9) 火星は兵乱や火災の前兆とされることが多い。とくに増光していないにもかかわらず、天文道がそう申告したならば、きわめて作意的で、「為にするとところある」を感じさせる。反得宗勢力による放火も疑われよう。
- (10) 頼朝の代、建久九（一一九八）年元日の日蝕に際しては、將軍御所を襲まなかった。このことは後出【17】に言及されている。
- (11) 安德帝の入水は元暦二（一一八五）年三月二十四日で、広元の密奏は正に予言が的中した形である。「天子浮船失珍宝」という予言には、いささか恐ろしいものを感じる。

(12) 四条は前年に誕生したばかり。この讓位は四条母の中宮尊子が九条道家の娘で、道家の要請したことであった。道家はまた將軍頼經の父でもあり、その隠然たる勢力伸張の動きは幕府を大いに警戒させることになる。

- (13) 三月の天変は、同九日に大雨洪水のあったことと関わるかもしれない。十月のほうは、九月二十九日朝に流星と見られる光物があったことを指しているよう。十一月十六日の記事は、この日の夕刻、東北東の空で見られた月と土星との黄経合。「一応」と記したのは「子刻」とあるためで、その時刻には両者の角距離は十一度以上も離れており、到底「犯」とはいえない。
- (14) 属星祭は、北斗七星のうちの一つ（生年の干支によって定まる）を祀って延命長生を祈る陰陽道祭祀。「重軽服人」は、関係の親疎を問わず服喪中の人の意で、属星祭に死穢を避けたいものである。
- (15) 得宗は、北条氏の家督（嫡流の当主）を指すことば。執権任者とは一致しない場合もある。
- (16) 白虹は日がさの別名といわれるが、むしろ幻日環（げんじつかん）のことと考えられる。すなわち、雲の中の氷の結晶に

太陽光が反射して、光の弧が太陽を貫くように見える現象。兵乱や天子暗殺の凶兆とされた。

- (17) 坩飯（オウバン）とは、食膳を設けて饗応することで、公家社会でも行われたが、武家社会において一層、重要な儀礼となった。鎌倉幕府では重臣が將軍に坩飯を献ずる。君臣が食事と共にすることにより、主従関係を緊密化する意味があるとされる。

- (18) 天変の内容は【4】と同じだが、状況は全く異なる。共通項としては、執権の危急ということであろう。同じ天変でも、その都度どう解釈するかは、やはり陰陽師の胸の内であったのである。

- (19) 鎌倉幕府の職名で、執権を補佐する。幕府の発給する文書に執権と連名で署名するので、この名がある。

- (20) このとき時宗は連署で、執権は政村であった。これは家督を継ぐ時宗が年少（十五歳）であることによる暫定措置。政村（義時の子）は時宗（時頼の嫡子）から見て、曾祖父泰時の異母弟という関係になる。政村は翌二日に坩飯を献じており、得宗時宗の地位の高さが窺われる（上位者から順に献ずる）。